

令和六年十月二日提出
質問第一四号

自民党派閥から所属議員への政治資金パーティー収入の還付に関する質問主意書

提出者 原口一博

自民党派閥から所属議員への政治資金パーティー収入の還付に関する質問主意書

自民党のいわゆる派閥の政治資金パーティーの収入について、所属議員に課されたノルマを超えた金額を派閥が還付していたにもかかわらず、政治資金収支報告書にその旨を記載していなかった問題に関し、自民党議員が、「還流資金は記載義務のない政党からの「政策活動費」と主張していることからすると、当該還付は、派閥から当該議員が代表を務める政治団体への寄附ではなく、派閥から所属議員個人への寄附であることは明らかである。また、岸田前総理は「個人で派閥から資金を受け取っていたとしたならば、これは政治資金規正法上、これは違反であります。」（令和六年三月六日参議院予算委員会）と答弁している。

これを踏まえて、以下質問する。

一 派閥による所属議員への政治資金パーティーの収入の還付は、派閥から所属議員個人への寄附であり、政治資金規正法第二十一条の二や第二十一条の二に違反するのではないか、政府の見解を問う。

二 派閥による政治資金パーティーの収入の還付は、政治資金規正法に違反して所属議員個人が受領したものであり、所得税の課税対象となると考える。国税庁においては、今回、政治資金収支報告書の訂正を行った議員を対象に税務調査を行うなど、適正な税の徴収に向け厳格な対応を取るべきではないか、政府の

見解を問う。

三 今般の事案は、自民党議員が不正な所得を得ていた上、発覚後も納税や不当に得た利得の国庫への返納に対する真摯な姿勢を示さないなど、我が国の政府に対する国民からの信頼、とりわけ租税に対する信頼を根底から揺るがす事態であり、公正な課税の実現という観点からこの問題に対応すべきと考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。